構成国の間の協定を改正する第一議定書の説明書包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合

外

務

省

									_			_	
9	8	7	6	5	4	3	2	1		2	1		
									改正議定書			概説	
付	効	A	Α	Α	Α	A	新	3	正	改	改	説	
録	力発生	J C	J C	J C	J C	J C	たな附	ヤ	議	正議定書締	正		
	発	С	С	С	С	С	な	ン	定	議	議定書		
	生	Е	Е	Е	Е	Е	附	7	書	定	定		
		Р	P	P	Р	Р	属		\mathcal{O}	書	書		
:	(第八条)	協	協	協	協	P協定第	書	連	内容	絣	\mathcal{O}	:	
:	八	定	疋	定	疋	疋	\mathcal{O}	邦	谷	結	成立	:	
:	余	弟	第	^	第	弟	組	(/) ==	:	の	<u>\//</u>	:	
:		P協定第十章	協定第七章	(/)	八	章	込み	連邦の記載	:	意義…	経緯	:	
:	:	早	早	弗	早	早	7	軋	:	我	辞.	:	
	:	皇	九	八	± ±	総総	又で	会			÷		
		(最終規定)	(投資)	早の	EP協定第六章(サービ	形心 日日	及 び A	(第一条)		:			
		#目	5	-	F.,	則	A.	冬	:	:		:	
:	:	完	\mathcal{O}	_	フ	\mathcal{O}	J C	\bigcirc	:	:	:	:	
:	:	\sim	改	白	\mathcal{O}	改	E	:	:	:	:	:	
:	:	\mathcal{O}	改正	·	督	改 正	P	:	:	:	:	÷	
÷		の改正		人	易		P 協定	:	:				
		É	第	\mathcal{O}	\odot	第	定						
:	:		六	移	\mathcal{O}	第三	\mathcal{O}	:	:	:	:	:	
÷	:	第	(第六条)	P協定への第六章の二(自然人の移動)	スの貿易)の改正	条)	目	:	:	:	:	:	
:	:	(第七条)				$\overline{}$	次	:	:	:	:	:	
		条		の 組	$\widehat{}$		\mathcal{O}						
				組	(第四条)		改 正						
				込み	归		止						
:	:	:	:	H	念	:	<u>~</u>	:	:	:	:	:	
:	:	:	:	一		:	(第二条)	:	:	:	:	:	
				(第五条)			久						
				么			*						
:	:	:	:	$\stackrel{\sim}{\bigcirc}$:	:	:	:	:	:	:	:	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
÷				:	:		:	:	:	:		÷	
:													
÷	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
:	÷	÷	÷	:	:	÷	:	:	:	:	÷	:	
÷	:	÷	:	:	÷	:	:	:	:	:	:	:	
i		:		:					•	:	:		
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
					:			:					
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
:		:			:			:	:		:	÷	
:													
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
:				:	:		:	:	:	:	:	:	
:				÷			i		:	÷			
:					:			:					
													^
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	~
													- 1

五.

九

九六

三

概説

1 改正議定書の成立経緯

より、 案文について最終的合意をみるに至ったので、 的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書 玉 合 の間の協定(以下「AJCEP協定」という。)については、平成二十二年(二千十年)十月以降、 平成二十年 (以下「ASEAN」という。) 構成国の間でサービスの貿易及び投資に関する規定について交渉を行ってきた。その結果、 ASEAN構成国側は、 (二千八年) 十二月に我が国について効力を生じた包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成 同年四月二十四日までにシェムリアップ及びハノイにおいて各国代表者により、 日本側は、 平成三十一年(二千十九年)二月二十七日に東京において河野外務大臣に (以下「改正議定書」という。) 我が国及び東南アジア諸国連 この改正議定書の署 包括

2 改正議定書締結の意義

名が行われた

することが期待される。 この改正議定書の締結によって、 幅広い分野において互恵的な経済連携が更に強化されることを通じ、 我が国及びASEAN構成国の間のサービスの貿易及び投資の自由化及び円滑化が促進され、 我が国とASEAN構成国との間の関係全般が一層緊密化 ま

一改正議定書の内容

この改正議定書は、 前文、 本文八箇条及び末文並びに改正議定書の不可分の一部を成す付録から成っている。 それらの概要は、 次の

とおりである。

1

ミャンマー連邦の記載

(第一条)

AJCEP協定の規定中「ミャンマー連邦」とあるのは「ミャンマー連邦共和国」と読み替えることを規定している。

2 新たな附属書の組込み及びAJCEP協定の目次の改正 (第二条)

る新たな目次に改めること及び改正議定書の付録二から付録五まではそれぞれAJCEP協定附属書六から附属書九までとしてAI 改正議定書の付録一から付録五までは改正議定書の不可分の一部を成すこと、 AJCEP協定の目次を改正議定書の付録一に掲げ

- 3 JCEP協定第一章 (総則) の改正 (第三条)
- AJCEP協定第八条及び第十一条2回の規定をそれぞれ改めることを規定している。 改正後の同規定の概要は、 次のとおりであ

る

- (1)とを妨げること等を定めるものと解してはならないこと等を規定している(改正後のAJCEP協定第八条)。 AJCEP協定のいかなる規定も、 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置等をとるこ
- (2)合同委員会は、 附属書二が改正された場合の同附属書の全締約国による実施に関する手続規則、 第七十七条5の規定に基づくA

JCEP協定の改正等を採択することを任務とすることを規定している(改正後のAJCEP協定第十一条2@)

AJCEP協定第六章 (サービスの貿易) の改正 (第四条)

JCEP協定第六章の規定を改めることを規定している。

(1)第六章における 「業務上の拠点」、 「他の締約国のサービス」、 「サービス提供者」等を定義している(改正後のAJCEP協

改正後の同章の規定の概要は、

次のとおりである。

(2)第六章の規定の適用範囲について規定している (改正後のAJCEP協定第五十・二条)。

定第五十・一条

- (3)P協定第五十・三条) 各締約国は、 他の締約国のサービス及びサービス提供者に対して最恵国待遇を与えること等を規定している (改正後のAJCE
- (4)各締約国は、 サービスの貿易における規制の透明性を促進すること等を規定している(改正後のAJCEP協定第五十・四条)。
- (5) 各締約国は、 客観的かつ公平な態様で実施されることを確保すること等を規定している(改正後のAJCEP協定第五十・五条) 特定の約束を行った分野において、一般に適用される全ての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合
- (6)締約国 権限の範囲を超えないことを確保することが奨励されること等を規定している の中央政府の権限のある当局は、 第六章の規定の対象となる事項に関して行政指導を行う場合には、 (改正後のAJCEP協定第五十・六条)。 当該行政指導が自ら
- (7)締約国 は サー ビス提供者に対して許可、 免許又は資格証明を与えるための自国のそれぞれの基準の全部又は一部を適用する上

で、 ること等を規定している 他の締約国において得られた教育若しくは経験、 満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができ

(改正後のAJCEP協定第五十・七条)

- (8)三条の規定及び特定の約束に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保すること等を規定している Е 各締約国は、 P協定第五十・八条) 自国 の領域内の独占的なサー ビス提供者が関連する市場において独占的なサー ビスを提供するに当たり、 (改正後のAJC 第五十
- (9)等を規定している 各締約国は、 他の締約 (改正後のAJCEP協定第五十・ 国 の要請があった場合には、 九条) サ 1 ・ビス提供者 0 定の商慣習を撤廃することを目的として協議を行うこと
- (10)は、 規定している 全締約国 当該多角的交渉 は、 (改正後のAJCEP協定第五十・十条) セー の結果を組み込むための第六章の規定の フガー ド措置の問題について、 サービス貿易一 適当な改正について討議することを目的として見直しを行うこと等を 般協定第十条の規定に従って 行われる多角的交渉が終了 した時
- (11)締約国は、 第五十・十二条に規定する場合を除くほか、 自 国 の特定の約束に関連する経常取引のための資金の 玉 際的な移転及び
- 支払に対して制限を課してはならないこと等を規定している (改正後のAJCEP協定第五十・十一条)
- (12)限 を課し、 締約国は、 又は維持することができること等を規定している 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、 (改正後のAJCEP協定第五十・十二条) 特定の約束を行ったサー ビスの貿易に対する制
- (13)妨げるものと解してはならないことを規定している 第六章の いかなる規定も、 締約国が公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置等を採用し、 (改正後のAJCEP協定第五十・十三条) 又は実施することを
- (14)一定の場合を除くほか、 第六章の規定は、 締約国が交付する補助金等については適用しないこと等を規定している (改 正 後 の A
- (15)全締約 玉 は サ ビスの 分野における協力のための努力を強化すること等を規定している 改 近後の AJCEP協定第五 + +

五条)。

Ċ

Ē

Р

協定第五

+

+ -四条)

(16)全締約国は、 新 規 A S E AN構成国に対して特別の カコ つ異なる待遇を与えること等の重要性を認識することを規定している (改

正後のAJCEP協定第五十・十六条)。

協定第五十・十七条)。

- (17)いて合意し、 締約国は 及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与えること等を規定している(改正後のAJCEP 市場アクセスに関し、 他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 附属書六の自国の特定の約束に係る表にお
- (18)て内国民待遇を与えること等を規定している 各締約国は、 附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、 (改正後のAJCEP協定第五十・十八条)。 他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し
- (19)貿易に影響を及ぼす措置に関する約束について交渉することができること等を規定している 全締約国は、 第五十・十七条及び第五十・十八条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの (改正後のAJCEP協定第五十・
- (20)に記載すること等を規定している 各締約国は、 第五十・十七条から第五十・十九条までの規定に基づいて行う特定の約束を附属書六の (改正後のAJCEP協定第五十・二十条)。 自国 1の特定 の約束に係る表
- (21)適用することを規定している 各締約国は、 第五十・二十条の規定に基づいて、 (改正後のAJCEP協定第五十・二十一条)。 自国の特定の約束に係る表を作成するものとし、 他の締約国に対して当該表を
- (22)定している(改正後のAJCEP協定第五十・二十二条) 全締約国は、 全締約国間のサービスの貿易を漸進的に自由化するために、 順次交渉のラウンドを開始することができることを規
- (23)つでも、 締約国 は、 当 該特定の約束を修正し、 定の条件を満たす場合に限り、 又は撤回することができること等を規定している 自国の特定の約束に係る表における約束が効力を生ずる日から三年を経過した後い (改正後のAJCEP協定第五十・二十三
- (25)(24)サー 全締約国は、 ·ビスの貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について規定している(改正後のAJCEP協定第五十・二十四条)。 全締約国間のサービスの貿易の一層の自由化のため、 第七十五条の規定に基づく一般的な見直しの機会又は全締約

第六章の規定及び附属書六から附属書八までの規定の見直しを行うこと等を規定している

(改

玉

が別段の合意をする他の機会に、

正後のAJCEP協定第五十・二十五条)。

- (26)サービスの提供等について、 締約国は、 ビスが非締約国の領域から又はその領域において提供されていることを当該締約国が証明する場合における当該 第六章の規定による利益を否認することができることを規定している (改正後のAJCEP協定第五
- (27)維持のための措置の承認並びに紛争解決について規定している 金融サービスに関して第六章を補足する規定として、 適用範囲及び定義、 (改正後のAJCEP協定第六章の附属書A)。 透明性、 情報の移転及び処理、 国内規制、 信用秩序の
- (28)決定、 決、 \mathcal{O} 確保のためのセーフガード、 電気通信サービスに関して第六章を補足する規定として、 国際機関との関係並びに経過措置について規定している ロケーション、 独立の電気通信規制機関、 主要なサービス提供者による待遇、 ユニバーサル・サービス、 適用範囲、 (改正後のAJCEP協定第六章の附属書B) 再販売、 定義、 相互接続、 免許、 アクセス及び利用、 希少な資源の分配及び利用 専用回線によるサービスの提供及び価格の 番号ポータビリティ、 透明性、 競争条件 紛争解
- (29)定第六章の附属書Bの付録) 締約国が第六章の附属書B 0 部 の規定の適用を延期することができる経過措置について規定している (改正後のAJCEP
- 5 AJCEP協定への第六章の二(自然人の移動)の組込み(第五条)

JCEP協定第六章の次に第六章の二を加えることを規定している。 加えられる同章の規定の概要は、 次のとおりである。

- ① 第六章の二の目的について規定している(改正後のAJCEP協定第五十条の二)。
- (2)第六章の二の規定の適用範囲について規定している (改正後のAJCEP協定第五十条の二の二)。
- (3) 第六章の二における 「他の締約国の自然人」、 「短期の商用訪問者」、 「契約に基づくサービス提供者」等を定義している
- 正後のAJCEP協定第五十条の二の三)。
- (4)各締約国は、 時 的な滞在を許可すること等を規定している 第六章の二の規定 (附属書九に定める各区分における条件を含む。) に従って、 (改正後のAJCEP協定第五十条の二の 四 他 の締 約国の自然人に対し、 入国
- (5)各締約国は、 出 入国管理に関する文書について又は当該出入国管理に関する文書に係る期間の延長についての 不備 ない 申請で

- 不当に遅滞することなく行うこと等を規定している 第五十条の二の二の規定の対象となる他の締約国の自然人である申請者又は当該申請者の雇用者から受理したもの (改正後のAJCEP協定第五十条の二の五)。 理
- (6)の運用に関連し、 定第五十条の二の六) 各締約国は、 関連する全ての出入国管理に関する文書に係る説明資料並びに関連する書式及び文書であって、第六章の二の規定 又は影響を及ぼすものを公表し、 又は公に利用可能なものとすること等を規定している(改正後のAJCEP協
- (7)るための自国の基準の全部又は一部を適用する上で、 えられた免許若しくは資格証明を承認することができること等を規定している(改正後のAJCEP協定第五十条の二の七)。 締約国は、 第六章の二の規定に基づく自然人の円滑な移動のため、 当該他の締約国において得られた教育若しくは経験、 他の締約国の自然人に対して許可、 免許又は資格証明を与え 満たされた要件又は与
- (8)用してはならないこと等を規定している(改正後のAJCEP協定第五十条の二の八)。 締約国は、 定の場合を除くほか、 第六章の二の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否について第九章に規定する手続を利
- (9)第六章の二の規定の適用上、 第五十・十三条の規定を準用することを規定している(改正後のAJCEP協定第五十条の二の
- 響を及ぼす措置に関して各締約国に対して義務を課するものではないことを規定している 第一章、 第六章の二、 第九章及び第十章の規定を除くほか、 AJCEP協定のいかなる規定も、 (改正後のAJCEP協定第五十条の二 他の締: 約国の自然人の移動に影

(10)

6 AJCEP協定第七章 (投資) の改正 (第六条)

の 十 。

- JCEP協定第七章の規定を改めることを規定している。改正後の同章の規定の概要は、 次のとおりである。
- (1)第七章の規定の適用範囲について規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・一条)。
- (2)第七章における 「投資財産」 「締約国の投資家」、 「締約国の法人」等を定義している(改正後のAJCEP協定第五十一・
- (3) 各締約国は、 自国の領域における投資財産の設立等に関し、 他の締約国の投資家及びその対象投資財産に対して内国民待遇を与

えることを規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・三条)。

- (4)ている(改正後の 各締約国は、 対象投資財産に対し、 AJCEP協定第五十一·四条)。 国際慣習法に従い、 公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えること等を規定し
- (5)置の履行要求を課し、 いず れの締約国も、 又は強制してはならないこと等を規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・五条) 自 国 の領域における他の締約国の投資家の投資財産の設立等の条件として、 輸出についての要求等の特定措
- (6)らないこと等を規定している 締約国は、 対象投資財産である当該締約国の法人に対し、 (改正後のAJCEP協定第五十一・六条)。 特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求してはな
- (7)締約国の表に記載する分野、 定している(改正後のAJCEP協定第五十一・七条) 第五十一・三条、 第五十一・五条及び第五十一・六条の規定は、 小分野又は活動に関して当該締約国が採用し、 附属書十一I 又は維持する措置については、 の締約国の表に記載する措置及び附属書十 適用しないこと等を規 İ
- (8)第五十一・八条)。 て定める範囲内で、 各締約国は、 第七章の規定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定する前に、 公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努めることを規定している 国内の法的枠組みに基づい (改正後の AJCEP協定
- (9)協定第五十一・九条)。 収用、 ・ずれの締約国も、 国有化等に伴う補償は、 公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、 公正な市場価格に相当するものでなければならないこと等を規定している(改正後のAJCE 収用、 国有化等を実施してはならないこ
- (10)解決方法に関し、 各締約国は、 武力紛争等により自国の領域内の対象投資財産に関して損失等を被った他の締約国の投資家に対し、 自国の投資家又は非締約国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを規定している 原状回 (改正後の [復等の

JCEP協定第五十一・十条)

(11)由 に 各締約国は、 カン 遅滞なく行われることを認めること等を規定している 定の場合を除くほ か、 対象投資財産に関連する全ての資金の移転が、 (改正後のAJCEP協定第五十一・十一条) 自 国 0 領 域に向け又は自国 の領域から、 自

- (12)は請求権の代位等について規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・十二条)。 保険契約等に基づいて自国の投資家に対して支払を行った締約国又は当該締約国が権限を与えた機関による当該投資家の権利又
- (13)度を規律する規則による調停又は仲裁、 0 できること等を規定している)間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、 締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争が協議によって解決されない場合には、当該投資家は、 (改正後のAJCEP協定第五十一・十三条)。 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに請求を付託することが 投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的 国家と他の国家の国民と
- (14)妨げるものと解してはならないことを規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・十四条) 第七章のいかなる規定も、 締約国が公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置等を採用 Ļ 又は実施することを
- (15)のと解してはならないこと等を規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・十五条)。 第五十一・三条のいかなる規定も、 締約国が投資財産に関して特別な手続を定める措置を採用し、 又は維持することを妨げるも
- (17)(16)全締約国は、 新規ASEAN構成国に対する特別のかつ異なる待遇について規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・十六条)。 ASEAN及び日本国を一の投資地域として認識することを促進し、及び向上させるよう協力すること等を規定し

ている(改正後のAJCEP協定第五十一・十七条)。

- (18)る条件を更に作り出すよう努めること等を規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・十八条)。 各締約国は、 自国の領域における他の締約国の投資家による投資の拡大を奨励するため、 安定した、 良好な、 カュ つ、 透明性のあ
- (19)適合しない措置を採用し、 いずれの締約国も、 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、 又は維持することができること等を規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・十九条) 国境を越える資本取引に係る義務等に
- (20)締約国は、 信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられないこと等を規定している(改正後のA

JCEP協定第五十一・二十条)

(21)ており、 締約国 カコ つ、 他の締約国の投資家であって当該他の締約国の法人であるものが非締約国の投資家によって所有され、 定の場合に該当するときは 当該他 の締約国の投資家及びその投資財産に対し、 第七章の規定による利益を否認 又は支配され

することができること等を規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・二十一条)。

- (22)投資に関する小委員会の設置及びその任務等について規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・二十二条)。
- (23) する留保に係る表に関する協議を開始すること等を規定している(改正後のAJCEP協定第五十一・二十三条)。 全締約国は、 改正議定書が効力を生じた日の後速やかに、日本国及び全ASEAN構成国の参加を得て、第五十一・七条に規定
- (24)考慮し、事案ごとに、事実に基づいて調査するものとすること等を規定している(改正後のAJCEP協定第七章の附属書A)。 の効果を有する場合について取り扱うものであること、締約国による行為が特定の事実関係において正式な権原の移転又は明白な 差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合に該当するか否かを決定するに当たっては、 第五十一・九条の規定は、 直接的な収用及び締約国による行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等 政府の行為の経済的な影響等を
- 7 AJCEP協定第十章(最終規定)の改正(第七条)

員会が合意する日から全締約国について効力を生じ、 附属書一、 AJCEP協定第七十七条5の規定を改めることを規定している。 附属書二、 附属書四の付録及び附属書五のみについての改正は、 実施されることを規定している(改正後のAJCEP協定第七十七条5)。 改正後の同規定の概要は、 合同委員会が採択することができること並びに合同 次のとおりである。

8 効力発生(第八条)

改正議定書の効力発生について規定している。

9付録

(1) 付録

改正後のAJCEP協定の目次を掲げている。

(2) 付録二

各締約国がサービスの貿易に関して行う特定の約束に係る表について規定している (改正後のAJCEP協定附属書六)。

概要は、次のとおりである。

⑦ ブルネイ・ダルサラーム国の特定の約束に係る表

 $\overline{}$

ブルネイ・ダルサラーム国は、 各分野に共通の制限として業務上の拠点を設立した又は設立することを希望する会社に対する

外国人が保有する資本の持分に係る措置等を掲げているほか、 次に掲げる十分野に関して約束する。

実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、研究及び開発のサービス並びに運転者を伴わ

ない賃貸サービスを含む。)

通信サービス(電気通信サービス)

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る建設工事、 土木に係る建設工事、 プレハブ建造物の組

立て及び建設、設置及び組立工事並びに建築物の仕上工事を含む。)

流通サービス(フランチャイズ・サービス)

教育サービス(外国語訓練センター)

金融サービス(全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サー ・ビス)

健康に関連するサービス及び社会事業サービス(保健サービス及び病院サービス)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル宿泊及び飲食店のサービスを含む。)

娯楽、文化及びスポーツのサービス(テーマパーク)

運送サービス(海上運送サービス、航空運送サービス、 宇宙運送、 鉄道運送サービス及び全ての形態の運送の補助的なサー

ビス)

(イ) カンボジア王国の特定の約束に係る表

カンボジア王国は、 各分野に共通の制限として補助金、 土地に係る措置等を掲げているほか、 次に掲げる十一分野に関して約

束する。

実務サービス (自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス並びに運転者を伴わない賃貸サービスを含む。)

通信サービス(クーリエ・サービス及び電気通信サービス)

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、 土木に係る総合建設工事、 設置及び組

立工事並びに建築物の仕上工事を含む。)

流通サービス (問屋サービス、卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービスを含む。)

教育サービス (高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。)

環境サービス

(汚水サービス、廃棄物処理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。)

金融サービス(全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)

健康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービス)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス、旅行業サービス並びに観光客の案内サービス)

娯楽、 文化及びスポーツのサービス(他の興行サービス)

インドネシア共和国は、

(ウ)

インドネシア共和国の特定の約束に係る表

各分野に共通の制限として外国のサービス提供者による業務上の拠点の形態に係る措置等を掲げてい

運送サービス(海上運送サービス、航空運送サービス、道路運送サービス及びパイプライン輸送)

るほか、次に掲げる十一分野に関して約束する。

実務サービス(自由職業サービス、 電子計算機サービス及び関連のサービス、研究及び開発のサービス並びに運転者を伴わ

ない賃貸サービスを含む。

通信サービス(電気通信サービス)

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建設用地における建設の準備のための作業、 建築物に係る建設工

事、 土木に係る建設工事並びにプレハブ建造物の組立て及び建設を含む。)

流通サービス (卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービスを含む。)

教育サービス (技術及び職業に関する中等教育サービス)

環境サービス (汚水サービス及び廃棄物処理サービスを含む。)

金融サービス (全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サー ・ビス)

健康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービス)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス並びに旅行業サービス)

運送サービス(海上運送サービス、航空運送サービス、道路運送サービス及び全ての形態の運送の補助的なサービス)

いずれの分野にも含まれないその他のサービス(エネルギー・サービス)

ラオス人民民主共和国の特定の約束に係る表

ラオス人民民主共和国は、 各分野に共通の制限として土地所有、 補助金、 投資の奨励に係る措置等を掲げているほか、 次に掲

げる十分野に関して約束する。

実務サービス(自由職業サービス、 電子計算機サービス及び関連のサービス、 研究及び開発のサービス並びに運転者を伴わ

ない賃貸サービスを含む。)

通信サービス(クーリエ・サービス及び電気通信サービス)

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、 土木に係る総合建設工事、

設置及び組

立工事並びに建築物の仕上工事を含む。)

流通サービス (問屋サービス、卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービス)

教育サービス (初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。)

環境サービス(排水処理サービス及び廃棄物管理サービスを含む。)

金融サービス(全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サー ・ビス)

健康に関連するサービス及び社会事業サービス(私立病院サービス)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス(飲食の仕出しサービスを含む。)並びに旅行業

サービスを含む。)

運送サービス(航空運送サービス)

マレーシアの特定の約束に係る表

(1)

マレーシアは、各分野に共通の制限としてマレーシアの会社の資産等の取得、 合併又は買収に係る措置等を掲げているほか、

次に掲げる十一分野に関して約束する。

実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、 研究及び開発のサービス並びに運転者を伴わ

ない賃貸サービスを含む。

通信サービス (電気通信サービス及び音響・映像サービス)

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス

流通サービス

(問屋サービス、卸売サービス及び小売サービス)

教育サービス (中等教育サービス及び高等教育サービスを含む。)

金融サービス (銀行サービスその他の金融サービス並びに保険及び保険関連のサービス)

健康に関連するサービス及び社会事業サービス(私立病院サービス、高齢者及び障害者に対する居住施設を通じた福祉サー

ビス並びに障害者の職業リハビリテーションのサービス)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス、食料提供サービス、 施設内消費のための飲料提

供サービス並びに旅行業サービス)

文化及びスポーツのサービス(他の興行サービス、スポーツ行事の運営サービス及びテーマパーク)

運送サービス(海上運送サービス、 内陸水路における運送サービス及び全ての形態の運送の補助的なサービス)

いずれの分野にも含まれないその他のサービス (技能訓練サービス)

(力) ミャンマー連邦共和国の特定の約束に係る表

ミャンマー連邦共和国は、 各分野に共通の制限として外国のサービス提供者の業務上の拠点の認可の条件等を掲げているほ

か、 次に掲げる七分野に関して約束する。

実務サービス (自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス並びに運転者を伴わない賃貸サービスを含む。)

通信サー - ビス (電気通信サービス及び音響・映像サービス)

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る建設工事、 土木に係る建設工事、 プレハブ建造物の 組

立て及び建設、設置工事並びに建築物の仕上工事を含む。)

教育サービス(初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。)

金融サービス(全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテルその他の宿泊サービス及び旅行業サービスを含む。)

運送サービス (海上運送サービス、航空運送サービス及び全ての形態の運送の補助的なサービス)

フィリピン共和国の特定の約束に係る表

(‡)

フィリピン共和国は、 各分野に共通の制限として外国人が所有する資本の持分に係る措置等を掲げているほか、 次に掲げる五

分野に関して約束する。

通言ナーごス (電気通言ナーごス)

実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス並びに運転者を伴わない賃貸サービス)

通信サービス(電気通信サービス)

金融サービス(保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル宿泊及び飲食店のサービス並びに旅行業サービスを含む。)

運送サービス (海上運送サービス、航空運送サービス、鉄道運送サービス、道路運送サービス及び全ての形態の運送の補助

的なサービス)

(ク) シンガポール共和国の特定の約束に係る表

シンガポール共和国は、次に掲げる十二分野に関して約束する。

実務サービス (自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、研究及び開発のサー ・ビス、 不動産に係るサー

ビス並びに運転者を伴わない賃貸サービスを含む。)

通信サービス(クーリエ・サービス、電気通信サービス及び音響・映像サービス)

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、 土木に係る総合建設工事、 設置及び組

立工事並びに建築物の仕上工事を含む。)

流通サービス(問屋サービス、卸売サービス及びフランチャイズ・サービス)

教育サービス(成人教育サービス)

環境サービス(衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。)

金融サービス (全ての保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)

健康に関連するサービス及び社会事業サービス(商業的な原則に基づいて運営される特定の病院に係るサービス及び社会事

業サービス)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス、旅行業サービス並びに観光客の案内サービス)

娯楽、文化及びスポーツのサービス(興行サービス及び図書館サービス)

運送サービス(海上運送サービス及び全ての形態の運送の補助的なサービス)

クリーニング及び染色のサービス、整髪及びその他の美容サービス並びに

葬儀、火葬及びその他の葬儀屋のサービス)

いずれにも含まれないその他のサービス(洗濯、

(ケ) タイ王国の特定の約束に係る表

タイ王国は、 各分野に共通の制限として外国人が所有する資本の持分に係る措置等を掲げているほか、 次に掲げる十分野に関

して約束する。

実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、 研究及び開発のサービス、 不動産に係るサー

ビス並びに運転者を伴わない賃貸サービスを含む。)

通信サービス(電気通信サービス及び音響・映像サービス)

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る建設工事、 土木に係る建設工事、 設置工事及び建築物

の仕上工事を含む。)

流通サービス(問屋サービス、卸売サービス及びフランチャイズ・サービス)

教育サービス (国際的な及び国内の学校教育サー ビス、 技術及び職業に関する教育サービス並びに高等教育サービスを含

む。

環境サービス (汚水サービス、廃棄物処理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。)

金融サービス(保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル宿泊サービス及び旅行業サービスを含む。)

娯楽、 文化及びスポーツのサービス(遊園地、 私立図書館サービス及びスポーツその他の娯楽のサービス)

運送サービス(海上運送サービス、航空運送サービス、鉄道運送サービス、道路運送サービス及び全ての形態の運送の補助

的なサービス)

(コ) ベトナム社会主義共和国の特定の約束に係る表

ベトナム社会主義共和国は、 各分野に共通の制限として外国企業の業務上の拠点の設立条件等を掲げているほか、 次に掲げる

十一分野に関して約束する。

実務サービス(自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、研究及び開発のサービス並びに運転者を伴わ

ない賃貸サービスを含む。)

通信サービス(クーリエ・サービス、電気通信サービス及び音響・映像サービス)

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、 土木に係る総合建設工事、 設置及び組

立工事並びに建築物の仕上工事を含む。)

流通サービス (問屋サービス、卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービス)

教育サービス(中等教育サービス、高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。)

環境サービス(汚水サービス及び廃棄物処理サービスを含む。)

金融サービス(保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)

健康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービス)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス並びに旅行業サービス)

文化及びスポーツのサービス(興行サービスを含む。)

運送サービス (海上運送サービス、 内陸水路における運送サービス、航空運送サービス、 鉄道運送サービス、道路運送サー

ビス及び全ての形態の運送の補助的なサービス)

(#) 日本国の特定の約束に係る表

我が国は、 次に掲げる十二分野に関して約束する。

実務サービス (自由職業サービス、電子計算機サービス及び関連のサービス、研究及び開発のサービス、 不動産に係るサー

ビス並びに運転者を伴わない賃貸サービスを含む。)

通信サービス(郵便又はクーリエ・サービス、電気通信サービス及び音響・映像サービスを含む。)

土木に係る総合建設工事、

設置及び組

建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス(建築物に係る総合建設工事、

立工事並びに建築物の仕上工事を含む。)

流通サービス

教育サービス (初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス及び成人教育サービスを含む。)

(問屋サービス、卸売サービス、小売サービス及びフランチャイズ・サービスを含む。)

環境サービス (汚水サービス、廃棄物処理サービス並びに衛生サービス及びこれに類似するサービスを含む。)

金融サービス (保険及び保険関連のサービス並びに銀行サービスその他の金融サービス)

健康に関連するサービス及び社会事業サービス(病院サービス、その他人の健康に関連するサービス及び社会事業サービス

を含む。)

観光サービス及び旅行に関連するサービス(ホテル及び飲食店のサービス、旅行業サービス並びに観光客の案内サービスを

含む。)

娯楽、 文化及びスポーツのサービス (興行サービス、 通信社サー -ビス、 図書館、 記録保管所及び博物館のサービスその他の

文化サービス並びにスポーツその他の娯楽のサービスを含む。

運送サービス(海上運送サービス、内陸水路における運送サービス、航空運送サービス、 宇宙運送、 鉄道運送サービス、 道

路運送サービス、パイプライン輸送及び全ての形態の運送の補助的なサービスを含む。

いずれの分野にも含まれないその他のサービス(洗濯、 クリーニング及び染色のサービス、 洗濯物の回収サービス並びに 整

髪及びその他の美容サービスを含む。)

(3) 付録三

最恵国待遇の免除に係る表について規定している (改正後のAJCEP協定附属書七)。 我が国は、 次に掲げる四分野を免除の

対象として掲げている。

海上貨物利用運送サービス

|際海上運送サービス(旅客及び貨物の運送サービスを含む。

エネルギー・サービス

漁業に関連するサービス

(4)

付録四

(5)

付録五

第五十・三条3の規定に関する締約国の表について規定している (改正後のAJCEP協定附属書八)。

各締約国が自然人の移動に関して行う特定の約束について規定している(改正後のAJCEP協定附属書九)。その概要は、 次

のとおりである。

ブルネイ・ダルサラー ム国の表

(i) 短期の商用訪問者

九十日を超えない期間 (この期間は、 更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

(ii) 企業内転勤者

三年を超えない期間 (この期間は、 合計五年を超えない範囲で二年間を限度として更新することができる。)の入国及び一

(iii) 投資家

三箇月を超えない期間 (この期間は、 十二箇月を超えない範囲で更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

(1) カンボジア王国の表

(i) 商用訪問者

三十日間(この期間は、 更新することができる。)の入国査証

(ii) 業務上の拠点の設立の責任者

最大滞在期間の対象とはならない。

(iii) 企業内転勤者

二年間(この期間は、 合計五年を超えない範囲で一年ごとに更新することができる。)の一時的な滞在及び就労の許可

(ウ) インドネシア共和国の表

(i) 短期の商用訪問者

三十日を超えない期間 (この期間は、 六十日を超えない範囲で更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

(ii) 企業内転勤者

一年間(この期間は、二回を限度としてその都度二年を超えない範囲で更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

(エ) ラオス人民民主共和国の表

(i) 短期の商用訪問者

九十日を超えない入国及び一時的な滞在 (最初の滞在は三十日)

(ii) 企業内転勤者

年間 (この期間は、 三年を超えない範囲で六箇月ごとに更新することができる。) の入国及び一時的な滞在

(iii) 投資家

三十日間(この期間は、 九十日を超えない範囲で更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

(iv) 同行する配偶者及び子

近の規定に基づいて入国及び一時的な滞在が許可された自然人と原則として同一の期間の入国及び一時的な滞在

(1) (i) マレーシアの表 企業内転勤者

十年を超えない期間の入国及び一時的な滞在

専門家及び自由職業家について十年を超えない期間並びに商用訪問者について九十日を超えない期間の入国及び一時的な滞

在

(ii)

その他

ミャンマー連邦共和国の表

(力)

短期の商用訪問者

(i)

七十日を超えない期間の入国及び一時的な滞在

(ii) 企業内転勤者

七十日を超えない期間

(この期間は、

一定の条件の下で一年を超えない範囲で更新することができる。)の入国及び一

時的

な滞在

(キ) フィリピン共和国の 表

(i) 商用訪問者

五十九日間 (この期間は、 合計一年を超えない範囲で二箇月ごとに更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

(ii) 企業内転勤者

年間 (この期間は、 更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

(iii) 投資家

一年間(この期間は、更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

(力) シンガポール共和国の表

企業内転勤者について三年を超えない期間 (この期間は、 合計五年を超えない範囲でその都度二年間を限度として更新する

ことができる。)の入国及び一時的な滞在

(ケ) タイ王国の表

(i) 短期の商用訪問者

九十日を超えない期間の入国及び一時的な滞在

(ii) 企業内転勤者

一年を超えない期間

(この期間は、

三回を限度としてその都度一年を超えない範囲で更新することができる。)の入国及び

時的な滞在

(1) ベトナム社会主義共和国の表

(i) サービス販売者

九十日を超えない期間の入国及び一時的な滞在

(ii)

企業内転勤者

一定の条件の下での三年間(この期間は、 業務上の拠点の運営の期間を限度として更新することができる。)の入国及び一

時的な滞在

(iii) その他の者

雇用契約の期間又は三年間のうちいずれか短い方の期間 (この期間は、 当該雇用契約の期間を限度として更新することがで

きる。)の入国及び一時的な滞在

(iv) 業務上の拠点の設立の責任者

九十日を超えない期間の入国及び一時的な滞在

(v) 契約に基づくサービス提供者

定の条件の下での九十日間又は契約期間のうちいずれか短い方の期間の入国及び一時的な滞在

- (サ) 日本国の表
- (i) ASEAN構成国の短期の商用訪問者

九十日を超えない期間 (この期間は、更新することができる。) の入国及び一時的な滞在

(i) ASEAN構成国の企業内転勤者

五. 年を超えない期間 (この期間は、更新することができる。) の入国及び一時的な滞在

日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事するASE

AN構成国の自然人

五年を超えない期間

(iii)

(この期間は、

更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

iw ASEAN構成国の投資家

五年を超えない期間

(この期間は、

更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

目日我参り、ごろこ的事件の人ので入り構成国の目状で

(v) 自由職業サービスに従事するASEAN構成国の自然人

五年を超えない期間(この期間は、更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

(ヹ) 同行する配偶者及び子

(ii) からいまでの規定に基づいて入国及び一時的な滞在が許可されたASEAN構成国の自然人と原則として同一の期間の入

国及び一時的な滞在

三 改正議定書の実施のための国内措置

この改正議定書を実施するためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。